

八代市監査委員公告第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

平成30年10月18日

| | | | | |
|---------|---|---|---|---|
| 八代市監査委員 | 江 | 崎 | 眞 | 通 |
| 八代市監査委員 | 上 | 原 | | 治 |
| 八代市監査委員 | 増 | 田 | 一 | 喜 |

定期監査結果に対する
措置状況報告書
(平成30年 10 月)

八代市監査委員

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建設政策課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成29年9月19日 ～ 平成29年10月18日

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>①災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に伴う個人分担金について、納付通知等の行為がないまま、調定が計上されており、調定額及び調定日が根拠のないものとなっていた。調定は根拠となる資料に基づき、適時適切に計上を行っていただきたい。</p> <p>また、当該事業が翌年度へ繰越となり、この個人分担金が未収入特定財源として計上されていた。</p> <p>この個人分担金は金額が確定していないため、繰越の際の未収入特定財源とするべきではなかった。</p> <p>今後は、繰越の事務についても適切に行うようにしていただきたい。</p> |
| 改善内容 | <p>①調定については、根拠となる資料に基づき、調定額及び調定日を確認した上で計上するように改善しました。</p> <p>また、金額の確定していない個人分担金については、繰越の際、未収入特定財源としないよう、注意いたします。</p> |

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 建設政策課 泉建設地域事務所
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成29年9月19日 ～ 平成29年10月18日

| | | | | | | | | | |
|---------------------|---|---------------------|---------------|---------------------|----------|---------------------|--------------|--------------|------------|
| 指摘事項 | <p>②泉建設地域事務所が行っている電柱等の道路占用許可事務について、一覧表等による管理が行われていなかった。</p> <p>電柱等の道路占用許可事務については、八代市道路占用規則第15条の規程に基づき、道路占用台帳を備え、適正な管理を行っていただきたい。</p> | | | | | | | | |
| 改善内容 | <p>②指摘のあった電柱等の道路占用許可事務の適切な管理については、平成29年12月22日に道路占用台帳を備えました。また、継続許可となっている道路占用料については、道路占用台帳を基に増減の確認を行い、4月1日付けで調定を計上し、速やかに納付書を発送しました。</p> <p>《参考》</p> <table border="0"><tr><td>・平成29年10月27日～11月18日</td><td>道路占用者との協議、確認等</td></tr><tr><td>・平成29年11月20日～12月22日</td><td>道路占用台帳作成</td></tr><tr><td>・平成30年03月12日～03月28日</td><td>継続許可分の占用料の確認</td></tr><tr><td>・平成30年04月01日</td><td>調定計上、納付書発送</td></tr></table> | ・平成29年10月27日～11月18日 | 道路占用者との協議、確認等 | ・平成29年11月20日～12月22日 | 道路占用台帳作成 | ・平成30年03月12日～03月28日 | 継続許可分の占用料の確認 | ・平成30年04月01日 | 調定計上、納付書発送 |
| ・平成29年10月27日～11月18日 | 道路占用者との協議、確認等 | | | | | | | | |
| ・平成29年11月20日～12月22日 | 道路占用台帳作成 | | | | | | | | |
| ・平成30年03月12日～03月28日 | 継続許可分の占用料の確認 | | | | | | | | |
| ・平成30年04月01日 | 調定計上、納付書発送 | | | | | | | | |

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定 期 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 状 況 報 告 書 の 提 出 に つ い て

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 提 出 い た し ま す 。

記

課 かい 名 土 木 課
監 査 対 象 年 度 平 成 2 8 年 度
監 査 実 施 期 間 平 成 2 9 年 9 月 1 9 日 ～ 平 成 2 9 年 1 0 月 1 8 日

| | |
|---------|---|
| 指 摘 事 項 | <p>道路占用料等の滞納者について、催告、戸別訪問等の適切な記録の保管がないものがあった。</p> <p>債権管理にあたっては、早期の回収に努め、債権に関する台帳を整備し、一連の経緯が把握できるよう関係書類の適切な管理が必要である。</p> <p>今後は八代市債権管理条例及び規則に基づき、適正な債権管理を行うとともに、状況に応じて、納税課債権対策室と連携、協議していただきたい。</p> |
| 改 善 内 容 | <p>「指摘のあった道路占用料等の滞納者については、催告及び督促は、電話または、訪問して早期納入についての相談は行っていたものの、不定期であり、訪問記録の保管についても不備がありましたので、台帳を整えて、担当と係長が収入状況の確認を定期的に相互でチェックして、適正な事務となるよう取扱いを改めました。</p> <p>また、滞納者の個数は少ないものの、収納状況の悪化が懸念される場合には、納税課債権対策室と協議することとしました。」</p> |

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定 期 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 状 況 報 告 書 の 提 出 に つ い て

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 提 出 い た し ま す 。

記

課 かい 名 建築住宅課
監 査 対 象 年 度 平成 28 年度
監 査 実 施 期 間 平成 29 年 10 月 20 日 ～ 平成 29 年 11 月 15 日

| | |
|---------|---|
| 指 摘 事 項 | <p>市営住宅敷地内に設置している自動販売機について、行政財産の目的外使用許可を行っており、売上の10%を収入として受け入れてあったが、この収入については、許可書等に記載が見当たらず、根拠のない歳入となっていた。</p> <p>行政財産の使用許可については、八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例等に許可条件等の手続きが定められている。</p> <p>行政財産使用許可の条件を許可書等に明記し、適切な歳入事務を行うようにしていただきたい。</p> |
| 改 善 内 容 | <p>指摘のあった市営住宅敷地内に設置してある自動販売機の売上の10%を収入として受け入れる根拠については、許可書等に記載をしていなかったため、「3、使用料」の項目について改善を行い、平成30年度より「商品の販売価格に対する10%を市に納入するものとする」と明記した許可書を交付しました。</p> <p>今後も、使用者（自動販売機設置者）に対しては、同様の条件を記載した許可書を交付します。</p> |

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 都市整備課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成29年10月20日 ～ 平成29年11月15日

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>公園に設置してある自動販売機の電気代（10月分から3月分まで）について、設置業者への請求の遅れにより収入未済が発生し、調定額を実際の収入額に一致させるため、調定の減額処理が行われていた。</p> <p>調定額は根拠なく変更してはならないものであり、この場合は、調定額の減額処理を行うのではなく、平成28年度における収入未済として計上し、平成29年度への滞納繰越処理を行うべきであった。</p> <p>今後は、適切な時期に請求を行っていただきたい。また、出納整理期間中の歳入事務は翌年度にも影響を与えるため、調定手続き及び歳入金の収納管理等については、八代市会計規則、「会計事務の手引き」等に基づき、適時適切な事務を行っていただきたい。</p> |
| 改善内容 | <p>指摘があった公園に設置してある自動販売機電気代の設置業者への請求遅れによる収入未納については、再発防止のための多重チェックや会計事務の手引きの再確認を行い適時適切に実施する体制をとることとしました。今後は、「会計事務の手引き」等に基づき歳入事務の知識向上に努めることにします。</p> |

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 商工政策課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成30年1月9日 ～ 平成30年2月1日

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>商工政策課が所管する指定管理施設に設置されている公衆電話について、管理及び手数料収入の取り扱いが協定書に定められていないまま、指定管理者において管理し、収入の報告が行われていた。</p> <p>指定管理施設については、協定書等に管理に関する必要事項が適正に記載されていなければならない。</p> <p>公衆電話の取り扱いについては、協定書等に記載した上で、適正な管理・収納を行っていただきたい。</p> |
| 改善内容 | <p>指摘にあった公衆電話の取扱いについては、指定管理者と協議を行い、取扱方針について確認し、指定管理期間中の公衆電話の管理は指定管理者が行うこと、公衆電話の料金は指定管理者の収入にすることについて覚書を取り交わしました。</p> |

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 観光振興課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成30年1月9日 ～ 平成30年2月1日

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>観光振興課で事務局、会計事務を行っているやつしろ全国花火競技大会実行委員会の会計には、花火大会中止に伴う回避積立基金があったが、基金設置について規約等での定めもなく、決算書にも記載されていなかった。</p> <p>基金設置の目的などを明らかにし、規約等で定め、決算報告においても基金残高の報告を行っていただきたい。</p> |
| 改善内容 | <p>指摘のあった基金につきましては、平成30年度の実行委員会総会において、やつしろ全国花火競技大会実行委員会規約に、基金の目的、支出方法を新たに決めました。また、基金残高を決算書に記載し、決算報告を行いました。</p> <p>今後につきましても、毎年度の実行委員会総会において、基金残高の報告を行っていきます。</p> |

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 スポーツ振興課
監査対象年度 平成28年度
監査実施期間 平成30年1月9日 ～ 平成30年2月1日

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>①電柱等の占用料について、継続許可分及び年度途中の新規許可分の調定計上及び納入通知が、2月末に行われていた。</p> <p>本来、継続分については、4月1日に調定を計上し年度当初に納入通知を行い、新規分については、許可日に調定を計上し速やかに納入通知を行い、早期の納入に努めなければならない。</p> <p>このことについては、平成27年度定期監査でも同様の指導を行っていたが、十分な改善がみられなかった。</p> <p>今後は、八代市道路占用料に関する条例、八代市会計規則等に基づき、適時適切な事務を行っていただきたい。</p> |
| 改善内容 | <p>指摘のあった継続許可分及び年度途中の新規許可分の調定及び納入通知については、平成29年度分については早急に調定及び納入通知を行い、納入を確認いたしました。</p> <p>平成30年度の継続許可分については、4月1日付で調定を行い、4月2日付で納入通知を行いました。</p> <p>今後は、八代市道路占用料に関する条例、八代市会計規則等に基づき、継続許可分を4月1日に調定及び納入通知を行うとともに、年度途中の新規許可分については許可日で調定を計上し速やかに納入通知を行うことといたします。</p> |

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 坂本支所地域振興課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年4月13日 ～ 平成30年5月14日

| | |
|------|---|
| 指摘事項 | <p>① 平成28年度のコピー使用料として収納した現金が、課内で長期間保管され、収入未済となっていた。 八代市会計規則第14条により歳入金を受納したときは、受納した日の翌日までに指定金融機関等に払い込まなければならない。 歳入は、定期的に調定及び収入を確認し、収入未済とならないようにしていただきたい。また、課内での現金の長期保管がないよう適正な事務処理を行っていただきたい。</p> <p>② 八代市支所地域振興・地域づくり活動助成金交付要領に基づく、支所地域振興・地域づくり活動助成金の交付事務において、対象団体から申請があり、補助金交付決定は通知されていたものの、予算執行伺、負担行為等財務処理が全て行われていなかった。 平成30年4月定期監査において、財務事務が未処理であることを指摘し、出納整理期間内に補助金交付に係る一連の事務が行われた。 補助金は、関係要領、財務事務の手引き等により、必要な事務を行うべき時期が定められている。 補助金交付にあたっては、関係要領等に基づき、遅滞なく適正な事務処理を行っていただきたい。</p> |
| 改善内容 | <p>① 指摘のあったコピー使用料等の歳入については、毎日、調定及び収入を複数の職員で確認し、収入未済とならないよう会計規則に基づき払い込みを行うように改善しました。また、現金については保管場所を定め、長期間保管することがないように、毎日、担当職員と担当係長で確認するよう改善しました。</p> <p>② 指摘のあった八代市支所地域振興・地域づくり活動助成金については、関係要領や財務事務の手引き等に基づき、一連の事務手続きを進めるとともに、担当係長で各事務処理行程の確認を行い、適切な時期に事務処理を行うよう改善しました。</p> <p>今回の指摘事項を含め、適正な事務執行に向け、管理監督者による確認等の二重のチェック体制を敷き、適正事務処理に努めるとともに、職場内研修等を行い職員の業務に対する、正確性、責務についての意識改革に取り組みを進めます。</p> |

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 千丁支所地域振興課
監査対象年度 平成29年度
監査実施期間 平成30年4月13日 ～ 平成30年5月14日

| | |
|------|--|
| 指摘事項 | <p>千丁支所地域振興課で会計事務を行っている「い草の里まつり実行委員会」において、領収書の内容が不明なものや債権者と領収者名が一致していないものがあつた。準公金の取り扱いについては、共通指摘事項において記述したことに留意し、適切な取り扱いを行っていただきたい。</p> |
| 改善内容 | <p>指摘のあつた「い草の里まつり実行委員会」において、</p> <p>① 領収書の内容が不明なものについては、野点のお茶菓子代 15,000 円(150 円×100 個)、廃油石鹼代 42,000 円(600 個×70 円)であることを確認しました。領収者に発注内容が分かるように明記してもらうよう事務の見直しを行いました。今後は件名の明記を確認し、複数の職員でチェックし支払いを行います。</p> <p>② 債権者と領収者が一致していないものについては、領収者が債権者の関係者であることを確認しました。今後、委任状の提出を求め確認のうえ支払うよう事務の見直しを行いました。</p> <p>今後は、今回の指摘事項を含め、適正な事務執行に向け、管理監督者による確認等の二重チェック体制を敷き、適正事務処理に努めるとともに、職場内研修等を行い、職員の業務に対する資質の向上、責務の自覚についての意識改革を進めます。</p> |

八代市監査委員 様

八 代 市 長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 課 かい 名 | 泉支所地域振興課 |
| 監査対象年度 | 平成 29 年度 |
| 監査実施期間 | 平成 30 年 4 月 13 日 ~ 平成 30 年 5 月 14 日 |

指
摘
事
項

①工事現場事務所に係る行政財産使用料について、決裁添付資料において円単位で計算していたが、相手先へは100円未満を切り上げた額で通知が行われていた。八代市行政財産使用料条例では、100円未満切り上げ等の端数処理の規定はないため、円単位の額を請求すべきだった。

早急に相手先に通知を行い、納めすぎとなった使用料を還付していただきたい。

また、行政財産使用料等の決定及び通知を行う際には、関係条例、規則等を確認のうえ、複数の職員でチェックを行い、誤りがないようにしていただきたい。

②泉支所及び所管する指定管理施設において、行政財産の使用許可がないまま自動販売機が設置されていた。指定管理施設へ自動販売機等を設置する場合は、行政財産の目的外使用許可が必要となり、行政財産の使用許可に関しては、八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例等に手続きが規定されている。

今後は、適正な行政財産の使用許可事務を行っていただきたい。

③泉町観光協会補助金及び泉町紅葉祭実行委員会補助金交付事務において、前金払によって補助金が支出されていたが、補助の相手方からの実績報告書の提出がなく、相手方への補助金額の確定通知が行われていなかった。

補助金は関係要綱等に基づき、申請書・実績報告書等の精査により、補助対象の適否を判断し、交付額を決定するものである。

相手方へ至急実績報告書の提出を求め、その内容を精査し、補助金交付額の確定を行っていただきたい。

⑤泉支所の金庫室に複数の手提げ金庫が保管されており、不明金があった。これらについて、至急調査を行い、適正な処理を行っていただきたい。

今後は、平成27年度八市人給第216号副市長依命通達別添「公金等取扱事務の適正化について」に基づき、不要な現金を安易に保管しないようにし、現金保管について、チェック体制を整え適正な現金管理を行っていただきたい。

① 納め過ぎとなった使用料については、還付処理を行いました。

今後このようなことが無いよう、条例等を確認し、複数の職員で点検を行い、納付書を発行するなど、適正な事務に努めます。

②今年度（平成30年度）より八代市有財産取扱規則、八代市行政財産使用料条例に基づく使用許可事務に改善しました。

今後、このようなことが無いよう複数の職員で点検する等、適正な事務処理に努めます。

③指摘のあった補助金の実績報告書の提出については、事業終了後速やかに提出してもらい、補助金交付額の確定通知書の送付については、報告書を受領した後10日まで送付するように取り扱います。

なお、平成29年度の報告書の受領及び確定通知の送付については、平成30年5月に処理しました。

⑤指摘のあった金庫室で発見された複数の不明金については、それぞれの不明金における調査を行い、原因究明を実施しました。金庫室で発見された不明金は、合併当時の業務が繁務の時期にそのままになっており、発見が遅れたものと思われ、それぞれの原因が解明された為、正当な歳入予算等へ入金を行いました。今後、窓口業務終了時に複数の職員で金庫内全て現金のチェックするよう取り決めました。

今回の指摘事項を含め、適正な事務執行に向け、管理監督者による確認等の二重のチェック体制を敷き、適正事務処理に努めるとともに、職場内研修等を行い職員の業務に対する、資質の向上、責務の自覚についての意識改革を進めます。

改善内容

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定 期 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 状 況 報 告 書 の 提 出 に つ い て

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 提 出 い た し ま す 。

記

課 かい 名 財政課
監 査 対 象 年 度 平成 2 9 年 度
監 査 実 施 期 間 平成 3 0 年 4 月 1 3 日 ～ 平成 3 0 年 5 月 1 4 日

| | |
|---------|--|
| 指 摘 事 項 | <p>仮設庁舎に設置を許可している自動販売機の行政財産使用料について、決裁添付資料において円単位で計算していたが、相手先へは100円未満を切り捨てた額で通知が行われていた。</p> <p>八代市行政財産使用料条例では、100円未満切り捨て等の端数処理の規定はないため、円単位の額を請求すべきだった。</p> <p>早急に相手先に通知を行い、不足分の納入依頼を行っていただきたい。</p> <p>また、行政財産使用料等の決定及び通知を行う際には、関係条例、規則等を確認のうえ、複数の職員でチェックを行い、誤りがないようにしていただきたい。</p> |
| 改 善 内 容 | <p>ご指摘のとおり、誤った金額で通知、請求しておりましたので、監査実施後、5月15日に設置者に内容を伝え了承を得た上で、早急に正しい通知書と納付書を手渡して、差額の68円については、平成29年度分として、5月21日に納付いただいております。</p> <p>今後は、八代市有財産取扱規則及び行政財産使用料条例に基づいた使用許可決定並びに使用料を徴収するために、職員間での理解度を高め、チェック機能を強化して、間違いのないようにします。</p> |

八 代 市 監 査 委 員 様

八 代 市 長

定 期 監 査 結 果 に 対 す る 措 置 状 況 報 告 書 の 提 出 に つ い て

こ の こ と に つ い て 、 下 記 の と お り 提 出 い た し ま す 。

記

課 かい 名 市立病院
監 査 対 象 年 度 平成29年度
監 査 実 施 期 間 平成30年6月7日 ～ 平成30年7月6日

| | |
|---------|--|
| 指 摘 事 項 | <p>医療費滞納者については、訪問徴収を行ってあるが、その際に、担当者名の受領書を発行し、領収書の交付が行われていなかった。</p> <p>歳入を受け入れる場合は、納付者に対し、企業出納員名の領収書を交付しなければならない。</p> <p>訪問徴収の際にも正式な領収書を交付するように事務を見直していただきたい。</p> |
| 改 善 内 容 | <p>定期的に訪問して医療費を徴収していた分につきましては、8月21日に訪問、説明し、正式な領収書を交付しました。</p> <p>訪問先へは、正式な領収書を持参し、支払いを受けた時には、正式な領収書を交付するよう事務の見直しを行い実施しています。</p> |

八代市監査委員 様

八代市長

定期監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 水道局

監査対象年度 平成29年度

監査実施期間 平成30年6月7日 ～ 平成30年7月6日

指
摘
事
項

①職員による誤針、休止受付漏れ、データ取込み漏れ、システム誤入力などにより水道料金の減額及び還付が多数生じていた。

誤針、事務処理の漏れ等については、人為的なミスであり、最小限に留め、使用者に不利益が及ばないようにしなければならない。

今後は、システム入力時のチェック体制の見直し及び窓口業務委託先への指導を行うなど再発防止策を講じていただきたい。

③量水器の購入に係る各種手数料徴収事務において、2者から同額の見積書が提出され、予定価格の範囲内であったにもかかわらず、2回目の見積徴収を行い、相手方を決定されていた。

地方自治法施行例第167条の9に基づき、「随意契約の手引」において「同額で最低価格の者が2者以上の場合は、くじにより相手方を決定する」とされている。

「随意契約の手引」等に基づき適正な事務を行っていただきたい。

④飲料水運搬作業業務委託に係る労働者派遣基本契約に基づく労働者派遣個別契約書に時間外料金の適用基準や1時間未満の勤務時間の取り扱いが定められていなかった。

業務委託は、仕様書及び契約書において契約内容を明確にし、契約内容に従い、実績を確認したうえで適正な委託料の支払いを行う必要がある。

今後は、労働者派遣個別契約の内容について相手方との協議を行い、適切な業務委託を行っていただきたい。

改善内容

①指摘のあった誤針については、毎月実施しているミーティングにおいて検針時の確認を徹底するよう検針員への周知を行い、異常水量については早期の報告を行うように改善しました。

また、入力漏れ、システムへの誤入力等については、ダブルチェックを行うなど、チェック体制の見直しを行いました。

③指摘のあった随意契約については、見積徴取業者が県外の業者である等の理由で、くじを引くことができない場合は、地方自治法施行令に基づき、業者の了承を得た上で利害関係のない職員を代理とし、くじにより相手方を決定するように改善しました。

④指摘のあった契約内容については、契約相手方と協議し、派遣料金の時間内、時間外の区分、個人毎の時間数の取扱について双方確認し、適正な事務処理を行うよう改善しました。